

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

- (1) 幹線道路網の整備について 1
- (2) 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組について
～通学路交通安全プログラムの策定～ 11
- (3) 熊野川流域景観計画の策定について 15
- (4) 審議会等の審議状況について 19

<別冊>

(別添資料1) 幹線道路網整備図

(別添資料2) 熊野川流域景観計画【概要版】

平成26年12月11日

県 土 整 備 部

幹線道路網の整備について

1 現状

本県における道路整備に関しては、「みえ県民力ビジョン・行動計画」における「選択・集中プログラム」に『命と地域を支える道づくりプロジェクト』を位置づけるなどして、幹線道路等の整備やミッシングリンクの解消に向けた取組を重点的に進めています。

現在、県内各地で様々な幹線道路等の整備が進められており、着実に成果を上げていますが、高速道路のミッシングリンクが残っているなど、現状の道路網ではまだまだ道半ばの状況です。道路はつながってこそ初めてその効果を発揮するため、進めている事業の一日も早い完成を目指すとともに、未事業化区間が早期に事業化されるよう、市町や他県と連携・協力を図り、国等に対し強く働きかけています。

2 課題・問題点

- (1) 集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、交通渋滞の解消に向けた幹線道路網の整備が求められています。
- (2) 大規模地震や集中豪雨等による孤立を防ぐとともに、東日本大震災を受け、ひとたび災害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興の基盤となる幹線道路の整備を重点的に進めることが求められています。
- (3) 平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会(以下「国体」という。)の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るための道路整備が求められています。

3 対応方針

- (1) 産業・観光などの広域的な交流や、効率的な物流による県内外との連携を深めるため、幹線道路網の整備を引き続き推進していきます。
- (2) 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う幹線道路ネットワークの形成を引き続き推進していきます。
- (3) 高規格幹線道路や直轄国道のうち、現在、国体開催までの開通が公表されている路線については確実な完成を、公表されていない路線については国体開催までの開通の公表と確実な完成を、引き続き国などに強く働きかけていきます。加えて、各競技会場の周辺道路の状況を把握したうえで、県管理道路について整備箇所の検討及び整備を引き続き推進していきます。

4 主な路線の状況

(1) 高規格幹線道路

(IC、JCT名は、仮称を含みます。)

① 東海環状自動車道

<路線概要>

全長約160km(県内約23km)の高規格幹線道路であり、名古屋市を中心として30kmから40km圏に位置する諸都市を有機的に結び、環状を形成する、名古屋都市圏の骨格道路です。

<進捗状況>

四日市北JCTから東員IC間では橋梁工事等が進められ、東員ICから北勢IC間では、平成25年度より本格的に工事に着手しました。また、本年度から国等と連携して北勢ICから岐阜県境間の用地取得を開始しました。さらに、東員ICから大安IC間の約6.1kmを平成30年度開通予定とすることが、平成26年4月に国から新たに公表されました。

<開通予定>

- ・ 四日市北JCTから東員IC間 : 平成27年度
- ・ 東員ICから大安IC間 : 平成30年度

<県の取組状況>

四日市北JCTから東員IC間において、新名神高速道路の四日市JCTから四日市北JCTの平成27年度開通に合わせた整備促進を引き続き国等に働きかけていきます。また、大安IC以北の開通時期についても早期に公表し、国体に合わせた全線開通が図られるよう、引き続き国等に強く働きかけていきます。

② 新名神高速道路

<路線概要>

名古屋市から神戸市に至る全長約174km(県内約45km)の高規格幹線道路であり、新東名高速道路と連結し、東名・名神高速道路と一体となり、高規格幹線道路網の根幹として、産業・文化・社会経済活動の振興に寄与する道路です。

<進捗状況>

県内では、四日市JCTから亀山西JCT間の約28kmが未開通となっています。現在、用地取得率が約95%、工事発注率が約95%(平成26年12月1日時点)となるなど、橋梁やトンネルなどの工事が着実に進められています。

なお、平成24年度に、鈴鹿PAスマートICの連結や亀山西JCTのフルジャンクション化が事業許可されました。

<開通予定>

- ・ 四日市JCTから四日市北JCT間 : 平成27年度
- ・ 四日市北JCTから亀山西JCT間 : 平成30年度

＜県の取組状況＞

早期全線開通に向け、関係市町と連携し、引き続き早期の用地取得完了に協力していきます。また、本線の日も早い開通と合わせ、事業許可された鈴鹿PAスマートIC、亀山西JCTのフルジャンクション化が本線と同時に供用されるよう、引き続き国等に強く働きかけていきます。

③ 近畿自動車道紀勢線

＜路線概要＞

近畿自動車道紀勢線は、大阪府松原市から紀伊半島を一周して三重県多気町を結ぶ全長約336kmの高規格幹線道路であり、広域ネットワークの構築、災害に強い道路機能の確保、地域活性化の支援、緊急医療活動を支援する道路です。

＜進捗状況＞

県内の勢和多気JCTから尾鷲北IC間が紀勢自動車道として、尾鷲南ICから熊野大泊IC間が熊野尾鷲道路として整備が進められました。また、平成24年度には尾鷲北ICから尾鷲南IC間が熊野尾鷲道路(Ⅱ期)として、平成25年度には紀宝町から新宮市間が新宮紀宝道路として、平成26年度には熊野市大泊町から熊野市久生屋町間が熊野道路として新規事業化され、3年連続の事業化となりました。

＜県の取組状況＞

事業化区間の整備促進を図るとともに、未事業化区間(熊野IC～紀宝IC)の早期事業化を、より一層国等に強く働きかけるなど、地域の悲願である紀伊半島のミッシングリンク解消に向けた取組を引き続き進めていきます。

③-1 紀勢自動車道(勢和多気JCT～尾鷲北IC)

「路線概要」

勢和多気JCTから紀伊長島IC間は、有料道路区間として中日本高速道路株式会社により整備が進められ、紀伊長島ICから尾鷲北IC間は、新直轄区間として国により整備が進められました。

「進捗状況」

平成26年3月30日に、紀伊長島ICから海山IC間が開通したことにより、全線開通しました。

③-2 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)(尾鷲北IC～尾鷲南IC)

「路線概要」

尾鷲北ICから尾鷲南IC間の約5.4kmが、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)として平成24年度に新規事業化されました。

「進捗状況」

平成26年度からの本線工事着手に向けた準備が進められています。

「県の取組状況」

早期に開通できるよう、引き続き国等に強く働きかけていきます。

③-3 熊野尾鷲道路（尾鷲南IC～熊野大泊IC）

「路線概要」

尾鷲南ICから熊野大泊IC間の約18.6kmが、平成8年に事業化され、国により整備が進められました。

「進捗状況」

三木里ICから熊野大泊IC間が、平成25年9月29日に開通したことにより、全線開通しました。

③-4 熊野道路（熊野大泊IC～熊野IC）

「路線概要」

熊野市大泊町から熊野市久生屋町間の約6.7kmが熊野道路として、平成26年4月に新規事業化されました。

「進捗状況」

平成26年8月末には、地質調査や測量などの現地調査に入るための地元説明会が開催されました。

「県の取組状況」

早期に工事着手されるよう引き続き国等に強く働きかけていきます。

③-5 新宮紀宝道路（紀宝IC～新宮北IC）

「路線概要」

熊野川河口大橋（仮称）を含む紀宝町から新宮市間の約2.4km（県内約1.6km）が、新宮紀宝道路として、平成25年5月に新規事業化されました。

「進捗状況」

早期工事着手に向け、調査・設計等が進められており、平成26年7月には、地元に対する説明会が開催され、初めてルートが示されました。今後、地元の意見を聞きながら設計が進められます。

「県の取組状況」

早期に工事着手されるよう引き続き国等に強く働きかけていきます。

③-6 未事業化区間（熊野IC～紀宝IC）

「路線概要」

熊野市大泊町から新宮市間の計画段階評価が平成25年4月に完了し、新宮紀宝道路、熊野道路が新規事業化されましたが、残る区間（熊野IC～紀宝IC）については、未事業化区間となっています。

「進捗状況」

平成25年度から詳細なルート・構造を決定するための調査等が実施されています。

「県の取組状況」

地元住民が中心となって、高速道路を活用した地域活性化策について勉強会が行われるなど、地元の機運が高まっていることから、東紀州地域の活性化やさらなる安全・安心の向上をめざし、未事業化区間の早期事業化を、より一層国等に強く働きかけていきます。

(2) 直轄国道

① 国道1号 桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）

<路線概要>

現道の4車線拡幅による渋滞緩和、交通安全確保を目的に計画された、桑名市長島町の県道水郷公園線から桑名市北浜町までの全長約3.9kmの事業です。

<進捗状況>

揖斐川及び長良川に架かる伊勢大橋（昭和9年架設）は、老朽化が著しく、架替えが必要となっていることから、伊勢大橋架替え関連区間の延長約2.1kmについて、当面暫定2車線で既設橋梁の下流に架替えることとして、重点的に事業が進められており、平成26年度からの橋梁下部工事の着手に向け準備が進められています。

<県の取組状況>

早期に開通できるよう、引き続き国等に強く働きかけていきます。

② 国道1号 北勢バイパス

<路線概要>

四日市市の内陸部を環状に連絡する全長28.4kmのバイパスであり、四日市市内に集中する交通を適切に分散し、国道1号及び国道23号の渋滞緩和及び道路交通の安全確保を図り、さらに地域発展に寄与する道路です。

<進捗状況>

現在、川越町南福崎から四日市市采女間の約21.0kmが事業着手されており、川越町南福崎の国道23号から四日市市垂坂町の市道垂坂1号線間約7.1kmが既に開通しています。

<開通予定>

四日市市垂坂町の市道垂坂1号線から四日市市山之一色町の市道日永八郷線間：平成26年度

<県の取組状況>

事業化されている区間については、これまでの北からの事業展開だけでなく、全線にわたる事業展開を行うように、また、国道1号から終点部の中勢バイパスまでの未事業化区間については、早期事業化するよう、引き続き国等に強く働きかけていきます。

③ 国道23号 中勢バイパス

<路線概要>

中勢地域の道路網の充実を図り、総合的な地方都市交通体系確立のために計画された全長約33.8kmのバイパスで、国道23号の交通渋滞緩和とバイパス周辺の適切な土地利用を誘導し、地域経済の発展に寄与する道路です。

<進捗状況>

現在、20.1kmが既に開通しています。鈴鹿市野町の県道亀山鈴鹿線から鈴鹿市稲生町の市道加佐登鼓ヶ浦線（通称：サーキット道路）間が平成26年3月23日に開通しました。また、鈴鹿市御園町から津市河芸町三行間約2.9kmを平成30年度開通予定とすることが、平成26年4月に国から新たに公表されました。

<開通予定>

- ・津市野田の県道家所阿漕停車場線から津市高茶屋小森町の国道165号間：平成26年度
- ・鈴鹿市御園町の県道鈴鹿環状線から津市河芸町三行の県道三行上野線間：平成30年度

<県の取組状況>

早期に全線開通できるよう、引き続き国等に強く働きかけていきます。

(3) 地域高規格道路

① 国道477号 四日市湯の山道路

<路線概要>

四日市インターアクセス道路の一部を構成し、東名阪自動車道の四日市ICと新名神高速道路の菰野ICを結ぶ延長約9.0kmの地域高規格道路であり、現道のバイパス機能及び高速道路へのアクセス機能としての役割を担っています。

<進捗状況>

平成9年度より事業化し、暫定2車線で整備を進めています。四日市市高角町から菰野町吉澤の県道四日市菰野大安線（通称：ミルクロード）間を平成26年5月24日に開通しました。現在は、工事を推進するとともに用地取得を進めているところです。

<開通予定>

菰野町吉澤の県道四日市菰野大安線（通称：ミルクロード）から菰野IC間：平成30年度

<県の取組状況>

平成30年度に予定されている、新名神高速道路の開通に合わせた全線開通をめざし、引き続き工事及び用地取得を推進していきます。

② 国道167号 第二伊勢道路及び磯部バイパス

<路線概要>

伊勢志摩連絡道路の一部を構成し、近畿自動車道伊勢線と伊勢志摩地域との連絡を強化する地域高規格道路であり、鳥羽市白木町から伊勢市二見町松下に至る延長約7.6kmが第二伊勢道路として、志摩市磯部町五知から恵利原に至る延長約2.5kmが磯部バイパスとして事業を実施しています。

<進捗状況>

第二伊勢道路については、平成8年度より暫定2車線で事業着手し、平成25年9月14日に全線開通しました。

磯部バイパスについては、平成24年度の新規事業採択を受け、暫定2車線で事業着手しました。

<県の取組状況>

磯部バイパスの早期工事着手に向け、引き続き調査・設計を推進していきます。

③ 名神名阪連絡道路

<路線概要>

滋賀県東近江市の名神高速道路から新名神高速道路を交差し、三重県伊賀市の名阪国道までの約30kmを結ぶ地域高規格道路です。

<進捗状況>

関係機関である国土交通省近畿地方整備局、中部地方整備局、滋賀県及び三重県の4者で調整会議を開催し、地域課題の抽出や事業の進め方など、事業化に向けた調整を行っています。

<県の取組状況>

国による早期の事業化に向け、引き続き国等への力強い働きかけや整備機運の盛り上げについて、地域と一体となって取り組んでいきます。

④ 鈴鹿亀山道路

<路線概要>

東名阪自動車道や新名神高速道路と鈴鹿市街地を結ぶ道路であり、鈴鹿市北勢バイパス付近から亀山市亀山JCT付近にまたがる延長約10kmの地域高規格道路です。

<進捗状況>

平成25年度から、「有識者委員会」や、国、中日本高速道路株式会社、県、鈴鹿市及び亀山市で構成する「検討会」、県民の皆さんから直接ご意見を伺うための「100人協議会」などを設置し、調査、検討を進めています。また、道路事業では全国初となる環境影響評価法に基づく配慮書（平成25年4月法施行）の手続きを行う準備を進めています。

<県の取組状況>

国等の協力を得て、鈴鹿市、亀山市や地域と一体となって、引き続き都市計画決定をめざしていきます。

高① 東海環状自動車（東員町長深地内）



東員IC付近から四日市方面を望む

高② 新名神高速道路（四日市市小牧町地内）



朝明川付近(朝明川橋(仮称))

高③-1 紀勢自動車道
平成 26 年 3 月 30 日全線開通



紀勢自動車道(H26.3.30 開通)

高③-3 熊野尾鷲道路
平成 25 年 9 月 29 日全線開通



熊野尾鷲道路(H25.9.29 開通)

直① 桑名東部拡幅（桑名市福島地内）



伊勢大橋
中堤(桑名市福島)から長島方面を望む

※ 高:高規格幹線道路、直:直轄国道

直② 北勢バイパス (四日市市山之色町地内) 直③ 中勢バイパス (津市高茶屋地内)



四日市ハイテク工業団地付近から鈴鹿方面を望む



国道165号付近から鈴鹿方面を望む

地① 四日市湯の山道路 (四日市市高角町地内) 地② 第二伊勢道路 (鳥羽市松尾町地内)



四日市湯の山道路(H26.5.24 開通)



第二伊勢道路(H25.9.14 開通)

地③ 名神名阪連絡道路



早期実現に向けたシンポジウム(H25.7.27)

地④ 鈴鹿亀山道路



鈴鹿亀山道路 100人協議会

※ 直:直轄国道、地:地域高規格道路

通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組について

～通学路交通安全プログラムの策定～

1 現状

(1) 緊急合同点検に基づく取組

通学児童の列に車が突入し、死傷者が発生する痛ましい事故が全国で相次いだことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁から、通学路緊急合同点検の実施についての通知があり、三重県においても公立小学校等を対象として、教育委員会、学校、PTA、県警察及び道路管理者などが連携し、平成24年5月から緊急合同点検に取り組みました。

点検の結果、対策が必要とされた箇所のうち、道路管理者においては、路側帯の拡幅や、カラー舗装化等の即効性の高い対策を積極的に活用しながら進めているところです。

また、教育委員会・学校においては通学路の変更など、県警察においては横断歩道の塗り直しなどの対策を進めています。

平成24年度 通学路緊急合同点検に基づく対策必要箇所の取組状況表
H26.3.31時点

実施状況 対策実施主体	対策必要箇所	対策済	H26年度中に 対策完了予定	
			H26年度中に 対策完了予定	H27年度以降に 対策完了予定
道路管理者	1,116	786	152	178
国	27	27	0	0
県	303	221	50	32
市町	786	538	102	146
教育委員会・学校	385	384	1	0
警察	837	814	23	0
合計	1,714	1,362	174	178

※対策箇所が重複している箇所があるため、合計数は一致しない

[通学路緊急合同点検に基づく対策実施事例]

①路側帯の拡幅・防護柵の設置

【(主)四日市員弁線 四日市市大矢知町 四日市市立大矢知こうじょう興譲小学校区】

対策前



路側帯が狭く、歩行者が巻き込まれるおそれがある

対策後



車道幅員を狭めることで、路側帯の歩行空間を確保し、防護柵等を設置した

②路面標示による注意喚起

【(一)千代崎港線 鈴鹿市岸岡町 鈴鹿市立玉垣小学校区】

対策前



道路幅員が狭く、通行車両が歩行者と接触するおそれがある

対策後



通行車両の速度を抑制するため、減速マーク・幅員減少の路面標示を行った

③カラー舗装・路側帯の拡幅

【(一)久居停車場津線 津市半田 津市立南が丘小学校区】

対策前



路側帯が狭く、歩行者が車道にはみ出すおそれがある

対策後



区画線の位置を見直すことで、路側帯の歩行空間を確保し、カラー舗装やポストコーンを設置した

(2) 通学路の交通安全確保のための新たな取組

通学路の交通安全の確保に向けた取組について、平成25年5月に文部科学省、国土交通省、警察庁から、緊急合同点検結果に基づく対策を着実に実施すること、定期的な合同点検が継続的に取り組めるよう、関係者で構成される推進体制を構築することについての通知がありました。

さらに、平成25年12月には、推進体制の基本的な方針となる「通学路交通安全プログラム（以下「プログラム」という。）」の策定についての通知がありました。

このことを踏まえ、三重県においては、通学路の安全対策を継続的に実施する取組を進めています。

[市町ごとのプログラムの概要]

<推進体制>

教育委員会、学校、P T A、道路管理者、県警察等で、プログラムを策定する市町ごとに構成します。

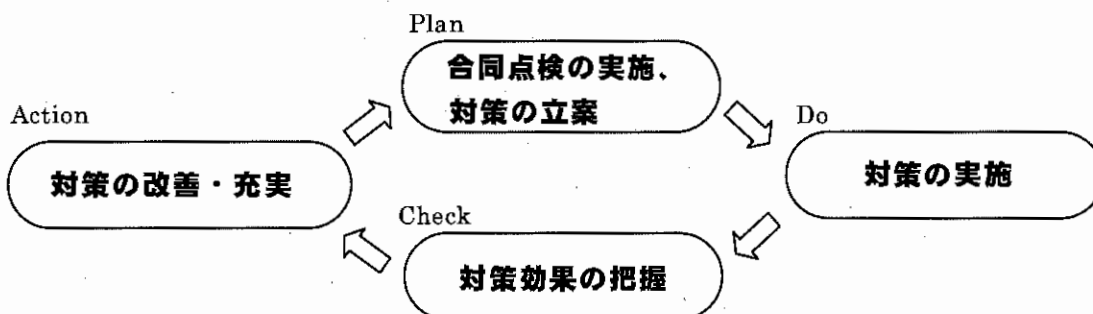
<策定内容>

継続的な通学路の安全確保に向け、地域の実情に応じて定期的に合同点検を実施するための時期や方法等を定めます。

さらに、安全対策をPDCAサイクルとして繰り返し実施するための基本の方針を定めます。

その後、地域住民や道路利用者の協力を得るため実施状況や点検結果等を適切に公表します。

通学路の安全確保に向けたPDCAサイクル



2 課題・問題点

通学路の交通安全の確保について、着実かつ効果的に取り組むためには、緊急合同点検結果に基づく対策の着実な推進、地域における推進体制の構築、プログラムの策定が必要となります。

三重県では、本年9月、県教育委員会、県土整備部及び県警察本部が共同で、市町への説明会を開催し、今年度内に全ての市町がプログラムを策定できるよう取組を進めているところです。

(平成26年10月末現在：2市策定)

交通安全の確保については、プログラムに基づき、関係者間で連携・協議の上、継続的に取り組んでいく必要があります。

3 対応方針

通学路の交通安全を確保するため、緊急合同点検結果により、対策が必要な箇所について、早期に効果を発現させるため、引き続き教育委員会や県警察など関係機関と連携・協力して、重点的に進めていきます。

また、関係部局が連携・協力し、市町のプログラム策定を支援するとともに、県が管理する道路においては、プログラムに基づき、継続的に取り組んでいきます。

熊野川流域景観計画の策定について

1 熊野川流域景観計画

平成16年に世界遺産（文化遺産）として登録された熊野川流域の景観は、豊かな自然と人々の営みにより、長い時間をかけて育まれてきた人類共有のかけがえのない資産（文化的景観）です。この貴重な資産を守り、次の世代に引き継いでいくため、「熊野川流域景観計画」を策定し、平成27年4月の運用開始を目指しています。

なお、本計画は三重県景観計画の一部と位置づけ、良好な景観を保全する区域（「熊野川流域景観計画区域」）を設定するとともに、三重県景観計画の誘導方策を基本に、景観形成基準（良好な景観保全のための基準）の追加や、届出が必要な行為の規模要件の下限の引き下げを行うこととしています。運用開始後は、熊野川流域景観計画区域内においては、例えば、建築物を新築する場合、色彩基準などへの適合性を判断するため、建築物の規模に関わらず事前に届出をしていただくことにより、良好な景観に配慮されたものとなるよう誘導を図っていきます。

2 経緯

(1) 平成26年6月定例会議（常任委員会）までの取組

① 地元意見の聴取

- ・ 検討会議：平成25年度（4回）
- ・ 住民説明会：平成25年度（熊野市、紀宝町 各1回）

② 熊野川流域景観協議会（和歌山県、新宮市、熊野市、紀宝町との意見交換）
：平成25年度（2回）、平成26年度（1回）

③ 三重県景観審議会

- ・ 第5回三重県景観審議会：平成24年3月12日
（計画の目的、手順等を審議）
- ・ 第6回三重県景観審議会：平成26年2月3日（計画素案を審議）

④ 県議会（常任委員会）への報告

- ・ 平成26年6月定例会議：「熊野川流域景観計画の策定について」

(2) 平成26年6月定例会議（常任委員会）以降の取組

① パブリックコメント：平成26年6月25日～7月24日（30日間）

（意見の内容）

- ・ 世界遺産（熊野川）を守るためには、景観計画は必要だと思います。近年の世界遺産登録には景観法に基づく景観計画は必須になっていると思います。
- ・ 熊野川流域の景観の保全と活用に向けて、景観計画を住民にとって実のあるものとなるよう策定をお願いします。

② 関係市町（熊野市、紀宝町）からの意見聴取：平成26年8月

（意見の内容）

- ・ 熊野市：特になし。
- ・ 紀宝町：この熊野川流域景観計画素案や変更案につきましては、異議ありません。今後、届出制度の運用面において、できるかぎり地元で現在生活をされている方々の負担が軽減されるよう配慮をお願いしたい。

③第7回三重県景観審議会：平成26年10月

- ・熊野川流域景観計画（案）について、原案どおり答申

④熊野川流域景観協議会（和歌山県、新宮市、熊野市、紀宝町との意見交換）

：平成26年7月、11月

- ・両県における取組の進捗状況の確認ほか

⑤計画の策定

- ・上記の取組結果を踏まえ、計画を策定しました。
- ・計画内容については、平成26年6月定例会議以降、文章表現等は改めましたが、内容は変更していません。

3 今後の予定

(1) 告示：平成27年1月上旬

- ・熊野川流域景観計画の策定に伴う三重県景観計画の変更の告示

(2) 熊野川流域景観協議会：平成27年2月

- ・両県における取組の進捗状況の確認ほか

(3) 流域住民等への周知

- ・「熊野川流域景観計画」、「届出の手引き」等を対象地域の全世帯へ配付

- ・熊野市役所、紀宝町役場、県熊野庁舎等における「熊野川流域景観計画」、「届出の手引き」の配布

- ・熊野川の景観等に関するシンポジウムの開催：平成27年3月

(4) 運用開始：平成27年4月1日

(5) 運用開始後の取組

- ・熊野市、紀宝町と連携し、熊野川流域景観計画及び届出制度について周知を図るとともに、地元住民を対象とした事前相談窓口を開設するなど、本計画の適正な運用に取り組みます。

- ・熊野川流域の文化的景観を共有する和歌山県と共に、良好な景観の保全に向けて取り組みます。

熊野川流域景観計画の概要と策定スケジュール

計画の概要

第1章

【計画策定の背景と目的】

<背景>

豊かな自然と人々の営みにより、長い時間をかけて育まれてきた熊野川流域の景観(文化的景観)が評価された。【世界遺産(文化遺産)に登録】

<目的>

人類共有のかけがえのない資産となった「熊野川流域の景観」を守り、次の世代へ引き継いでいく。

第2章

【熊野川流域の景観特性】

<自然的特性>

急峻な紀伊山地の山々、温暖な気候と豊富な降水量、熊野川の雄大な流れ、吉野熊野国立公園 など

<歴史・文化的特性>

川の参詣道、川丈(川端)街道、三反帆などによる舟運、石積みの集落、伝統行事(御船祭など)、文化財(楊枝薬師堂など)、熊野詣 など

<社会・経済的特性>

過疎化(人口減少)、高齢化、林業を中心とした産業、景観資源(飛雪の滝など)、観光舟運(三反帆など)、眺望(浅里展望台など) など

【景観づくりの課題】

① 熊野川流域における景観構成要素の一体的な保全

・世界遺産の文化的価値を守るには、熊野川に加え、その背後地を含めた一体的な保全が必要

② 熊野川流域における景観資源がもつ重要性の共通認識

・地域の魅力や長い歴史の記憶を継承していくことが必要

③ 熊野川流域の眺望景観や景観資源の活用

・誰もが楽しく過ごし、また、繰り返し訪れたいくなるよう、景観資源などを地域の活性化に活用することが必要

第3章

【良好な景観づくりに関する方針】

① 世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり

・景観法に基づく届出制度の活用による良好な景観への誘導
・文化的景観を共有する和歌山県との連携

② 災害に対する復旧・復興への備え

・景観資源がもつ重要性の発信、共有
・熊野川流域における景観資源の景観計画への明記

③ 「景観づくり」による地域活性化の後押し

・地域の活性化に向けた取組を、景観づくりの視点から補完・支援

第4章

【良好な景観づくりのための誘導方策】

熊野川流域の景観を守るため、「三重県景観計画」の誘導方策を基本に、景観形成基準(良好な景観保全のための基準)の追加とともに、届出対象行為(届出が必要な行為)の規模要件の下限の引き下げを行う。

<景観計画区域(良好な景観を保全する区域)の設定>

世界遺産・熊野川に加え、集落や背後の山々、さらに、熊野川からの眺望景観を、一体として保全するため、三重県景観計画区域のうち、熊野川(和歌山県との県境)から主尾根線までの範囲を基本に設定。

<景観形成基準の追加>

熊野川流域の景観特性及び良好な景観づくりに関する方針を踏まえ、建築物等の外観や色彩に関する基準などを追加。
(例:熊野川流域の集落景観に調和する色彩基準などを追加)

<届出対象行為の規模要件の下限の引き下げ>

文化的景観の保全の観点から、原則として、行為の規模に関わらず、届出が必要。(例:自宅の新築、車庫の新設等)ただし、通常の管理行為や軽微な行為などは、届出不要。(届出対象行為の種類は、三重県景観計画と同じ。)

策定スケジュール

<平成23~24年度>

策定着手

現地調査、
現地確認

<平成25年度>

地元意見の聴取
(検討会議4回)

和歌山県・新宮市
等との意見交換
(2回)

(各市町
説明会
1回)

景観審議会

とりまとめ
の
計画(素案)

<平成26年度>

常任委員会
(6月17日)

パブリック
コメント
(6月25日
~5月30日
間)

和歌山県・新宮市等との意見交換(7/28、11/27)

関係市町
意見聴取
(8月)

景観審議会
(10月16日)

計画策定

常任委員会
(12月11日)

〔周知〕
三重県景観
計画の変更
の告示
(1月上旬)

シンポジウム
(3月)

<平成27年度>

運用開始
(4月1日)

・届出制度の周知(継続)
・地元住民を対象とした事前相談窓口の設置
・和歌山県等との連携

審議会等の審議状況（平成26年9月16日～平成26年11月20日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成26年10月7日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 他4名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○河川事業 ・二級河川三滝川 ・一級河川芥川
5 調査審議結果	事業継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成26年11月4日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 他7名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価及び事後評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○海岸事業 ・宇治山田港海岸 ○道路事業 ・一般国道477号四日市湯の山道路 2 公共事業事後評価実施事業 ○河川事業 ・二級河川大堀川 ○砂防事業 ・丈六谷川 ・中野谷川 ○海岸事業 ・五ヶ所港海岸
5 調査審議結果	1 公共事業再評価実施事業 事業継続が了承された。 2 公共事業事後評価実施事業 評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成26年11月18日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 他5名
4 諮問事項	三重県公共事業事後評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業事後評価実施事業 ○湛水防除事業 ・城南地区 ・明和第二地区 ○地盤沈下対策事業 ・城南地区 ○経営体育成基盤整備事業 ・鈴鹿川沿岸2期地区 ○中山間地域総合整備事業 ・紀南地区 ○広域漁港整備事業 ・宿田曾地区
5 調査審議結果	評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県景観審議会
2 開催年月日	平成26年10月16日
3 委員	会長 西村 幸夫 副会長 浅野 聡 他5名
4 諮問事項	熊野川流域景観計画の策定及びそれに伴う三重県景観計画の変更について
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	